

# 付 託 事 件 等 審 査 結 果 報 告

平成 2 8 年 2 月 2 4 日

薩摩川内市議会  
川内原子力発電所対策調査特別委員会  
委員長 森 永 靖 子

## 1 陳情第 2 4 号 川内原発敷地内での使用済み核燃料乾式貯蔵施設建設計画と 6 0 年運転に関する陳情

### (1) 付託の時期

平成 2 7 年第 5 回薩摩川内市議会定例会（平成 2 7 年 1 2 月 8 日）

### (2) 委員会の開催日

平成 2 7 年 1 2 月 1 4 日、平成 2 8 年 2 月 1 0 日（2 日間）

### (3) 審査の経過及び結果

ア 本陳情については、平成 2 7 年 1 2 月 1 4 日に、陳情内容に関し当局が把握している事項として、川内原子力発電所の高経年化技術評価に関する原子力規制委員会の審査内容、青森県六ヶ所村における使用済み燃料の再処理事業の見通し等について当局から説明を受け、その後、閉会中の継続審査事件とすることとし、九州電力㈱の参考人招致を行うことを決定した。

イ 本年 2 月 1 0 日に、九州電力㈱から 3 人の参考人を招致し、川内原子力発電所の現況（使用済み燃料の乾式貯蔵）についてと、平成 2 7 年 1 2 月 1 7 日に九州電力㈱が原子力規制委員会に提出した「原子炉設置変更許可申請」の内容について説明を求めた。

審査の過程において、委員から「使用済み燃料を貯蔵する乾式施設の導入によって、老朽原発を酷使する危険性が出るのではないか」との質問があり、参考人から「現在、運転を再開した段階であり、一つ一つ安全を積み重ねることが重要である。社内的にも 6 0 年運転というものは、全く判断のそ上にあがっていない」旨の回答があった。

さらに、「中間貯蔵施設は、使用済み燃料を再処理施設に運び出すまでの役割を持つ施設であり、川内原発敷地内での乾式の中間貯蔵施設化はあり得ないという認識でよいか」との質問があり、参考人から「その認識でよい」との回答があった。

また、当初、免震重要棟内に設置する予定であった緊急時対策所の計画を、現在の代替緊急時対策所の隣に、耐震支援棟の設置等を行うことで、緊急時対策所機能を拡充する計画に変更した「原子炉設置変更許可申請」の考え方について質疑を行い、参考人から「社内での検討において、免震構造は社会一般での建設実績はあるが、原子力施設での採用実績がなく、保守等に係る詳細な検討も必要となっており、また、安全性向上に関しても早期に実施することが望ましいと判断したことから、耐震構造で今回申請することにした」旨の回答があった。

ウ 以上の議論を経て、委員からは「プール貯蔵と比較して乾式貯蔵の安全性が高いことは認めるものの、乾式貯蔵とすることで、原発を60年運転しようとする疑いは晴れない」という賛成討論が述べられ、採決の結果、起立少数により不採択とすべきものと決定した。

## 2 陳情第25号 川内原発1号機の損傷した復水器細管の外観を撮影した映像と写真の公開を求める陳情

### (1) 付託の時期

平成27年第5回薩摩川内市議会定例会（平成27年12月8日）

### (2) 委員会の開催日

平成27年12月14日、平成28年2月10日（2日間）

### (3) 審査の経過及び結果

ア 本陳情については、平成27年12月14日に、陳情内容に関して当局が把握している事項として、北陸電力㈱と石川県が公表している志賀原発1号機の事例、映像等の公開に関し九州電力㈱に確認した内容等について、当局から説明を受け、その後、閉会中の継続審査事件とすることとし、九州電力㈱の参考人招致を行うことを決定した。

イ 本年2月10日に、川内原子力発電所の現況（川内1号機復水器点検について）として、復水器内に微量の海水が混入した事象の概要、点検結果、原因及び対策について、九州電力㈱に説明を求めた。

審査の過程において、2次系統の復水ポンプに塩水が混入したことによる1次系統の細管への影響等についての質疑があり、参考人から「復水は、1次系の蒸気発生器の伝熱管に到達するまでに、復水脱塩装置を経由することから、同装置で塩分ほか不純物の除去が可能である。装置出口の値も、通常値と同じであり、蒸気発生器の伝熱管に影響を与えるということはない。漏れた量は、A水室で約400リットルと、同装置で十分除去できる量であった」旨の回答があった。

また、「細管を撮影した写真を公開できない理由として、保安上の問題があると捉えてよいか」との質問があり、参考人から「製造会社ときちんとした確認をしなければならないが、保安上の理由よりも、チタン製細管の製造過程に関わる機密情報に該当するものが一部写り込んでいると思っており、そちらの理由のほうが大きい」旨の回答があった。

ウ 以上の議論を経て、委員からは「九州電力㈱は、細管を撮影したことは認めているが、公開しない理由が不明確であり、市民は納得できない」という賛成討論が述べられ、採決の結果、起立少数により不採択とすべきものと決定した。